

夜間中学の再生と展開－1969 年～1998 年

浅野慎一（摂南大学）

序. 課題と方法

本稿は、全国夜間中学校研究会（以下、「全夜中研」と略称）の大会関係史料に基づき、1969 年～1998 年⁽¹⁾における夜間中学の変貌の実態を明らかにし、その社会的背景と意義を考察する。

1960 年代末、夜間中学は存亡の危機に瀕していた。1955 年～1968 年にかけて、全国の夜間中学は 89 校から 21 校に、生徒に至っては 5208 人から 416 人と 10 分の 1 以下に激減した。その直接の理由は、高度経済成長に伴い、経済的貧困のために昼間の中学に通えない学齢者が減少したことである。一方、登校拒否の学齢者、および、実際には義務教育を受けていないにもかかわらず昼間の中学で卒業証書を授与された「形式卒業者」は急増した。しかし当時の夜間中学は、そうした人々の入学・受け入れに消極的で、縮小の一途をたどっていたのである⁽²⁾。

1969 年を機に、夜間中学とその生徒は増加に転じた(図 1)。とりわけ生徒数は、1968 年の 416 人から 1998 年には 3366 人へと約 8.1 倍に急増した。

こうした夜間中学の「再生」をもたらした直接の契機は、義務教育を受ける権利を侵害された被害当事者による運動であった⁽³⁾。それは、登校拒否の学齢者・形式卒業者をは

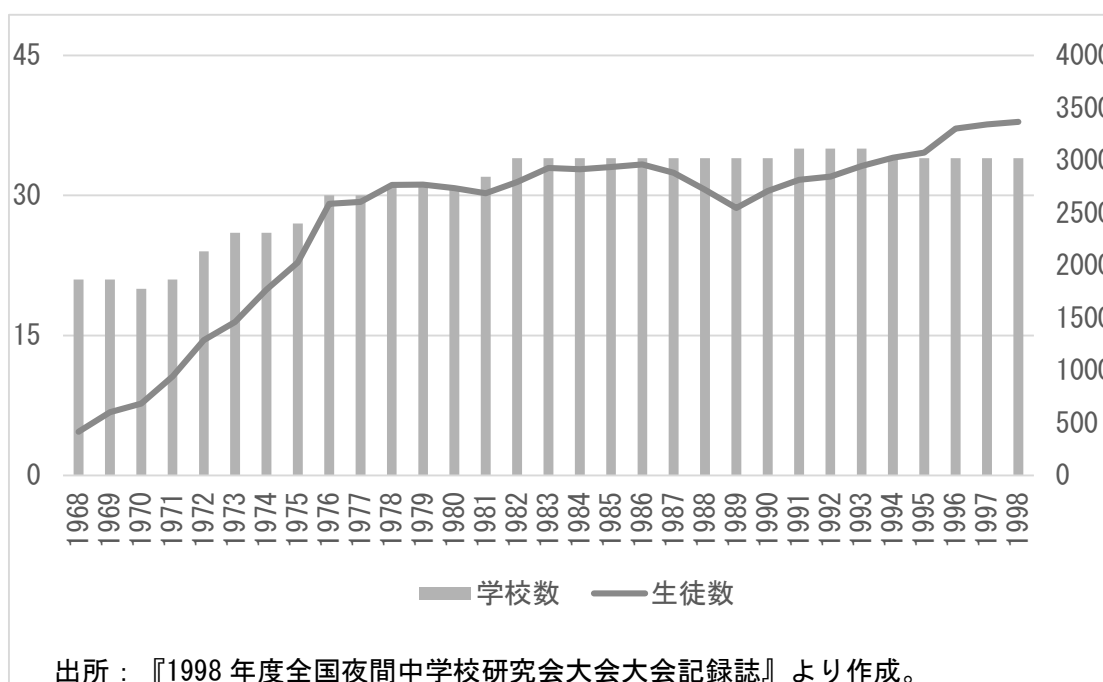


図 1 学校数と在籍生徒数の推移（1968～1998 年）

じめ、「すべての人」の教育を受ける権利の保障・夜間中学への正式入学を求めている。

本稿は、ポスト・コロニアリズムの社会変動論・社会学の視座から分析・考察を行う。

ポスト・コロニアリズムとは、帝国主義・植民地支配が克服された後の国民主権や民族自決、および、それらを前提とする民主主義・市民社会それ自体が孕む歴史的制約への根底的批判であり、それに代わるオルタナティブな社会の理論的・実践的探求である⁽⁴⁾。

また社会変動論・社会学の視座とは、生徒の生活過程とその変化を規定する社会構造変動に焦点を当てた一いいかえれば視野を限定した一視座である。教育課程、教育制度、教育行政、教師、教育実践等を含む夜間中学の実態を総体として把握するには、教育学との学際的共同研究が不可欠である。ただし筆者は、夜間中学とその教育のあり方は、根底的には生徒とその候補者の生活過程と社会意識によって規定され则认为している⁽⁵⁾。

1. 学齢者・形式卒業者の排除

さて、1960年代末以降の被害当事者の運動が最も直接に求めたのは、登校拒否の学齢者・形式卒業者の夜間中学への正式入学であった。

しかしその要求は、1969年以降も実現しなかった⁽⁶⁾。むしろ1969年以降に新設された夜間中学は、学齢者・形式卒業者の入学を原則として認めなかった。その他の在来の夜間中学でも、学齢者・形式卒業者の入学不許可措置は一層、増加・定着していった。

1971年、全夜中研の大会で形式卒業の生徒が、「私のようなかけ算九九のできない者を、中学卒業者と認めますか」、「一枚の卒業証書に泣く、形式卒業者を夜間中学へ入れてください」⁽⁷⁾と訴えた。翌年の大会でも、「『形式卒業、オール1の会』などのゼッケンをつけた生徒たちが、『形式卒業者の夜中正式入学を認めよ』と迫り、大会史上特筆させる一石を投じ」⁽⁸⁾た。

これらは、「義務教育で身につけるべき『学力』とは何か?」、「教育の機会均等とは何か?」を正面から問う声であった。

大会に参加していた教師の意見は、多様である。

しかし、学齢者・形式卒業者の受け入れに消極的な教師の主な論拠は、憲法・教育基本法の「教育の機会均等」の原則にあった⁽⁹⁾。夜間中学への入学において、教育の機会均等の原則に基づいてまず優先されるべきは、卒業証書を授与されていない学齢超過者の権利である。形式的にせよ卒業証書を授与された形式卒業者の夜間中学への入学は権利ではなく、善意の問題とみなされた。

これに対し、形式卒業者達は「法がその役目を十分に果たしていたなら形式中卒者などは生まれなかったはずだ!!、また夜間中学なんてものは必要ないはずだ!!」⁽¹⁰⁾と反論した。

一方、文部省は1970年代、「学齢者は昼間の中学、学齢超過者は社会教育」とする方針を一層鮮明にし、夜間中学廃止の圧力を強めた⁽¹¹⁾。1974年、文部大臣が衆議院予算委員会で「学齢超過者は社会教育的見地で考えていく」と答弁した。1975年、文部省係長が全夜中研大会で「学齢超過者について市区町村に学校を設置する義務はなく、・・・社会

教育が最も望ましい」と発言した。

ただし、こうした文部省の方針に反し、実際には卒業証書を受け取っていない学齢超過者一元登校拒否の若年層一が一定数、夜間中学に入学し続けた。全夜中研も、そうした生徒に対する教育の機会均等・義務教育保障の観点から、夜間中学の社会教育化に抵抗した。

また 1975 年頃以降、全夜中研の大会では、形式卒業者の夜間中学への正式入学を許可すべきとの意見が多くなっていった。そこでは形式卒業者の受け入れは、教育基本法の機会均等よりむしろ、「人道的立場」に立った「学習権」⁽¹²⁾の問題とされた。

一方、学齢者の入学をめぐるのは、全夜中研の中で賛否両論が続いた。この論争はしばしば、学齢者の入学に寛容な東京、および、昼間の中学における同和教育推進の観点から学齢者の夜間中学への移籍に慎重な関西の対立と見なされがちである。しかし実際は地域を問わず、個々の教師の間で多様な意見が交差していた。一部には、夜間中学は「(昼間の中学での)学校不適応を救済する受け皿ではない」との立場から、学齢者の入学に強く反対する教師もいた⁽¹³⁾。

しかしいずれにせよ実際の夜間中学の現場では、形式卒業者・学齢者ともに入学不許可の措置が全国的に浸透・拡大していった。「学齢者は昼間の中学、形式卒業者は社会教育、(非卒の学齢超過者だけが夜間中学)」といった管理的・形式主義的な分断・役割分業が一層、進展したのである。

1976 年の全夜中研大会で東京の夜間中学教師・松崎運之助氏は、この分断・役割分業の進展に警鐘を鳴らし、憲法・教育基本法を論拠とする夜間中学法制化の要求にも疑問を呈している。「法制化に対しては疑問がある訳です。…国でねらっている分断的なね、教育になっていくんじゃないか。義務教育は 2 つあるんだと、夜と昼があるんだと、…夜間中学にくる生徒達は、…行政とか…法律…から切り捨てられ、切りはなされたところからくる訳です。で、その…人達を、救うのに、また法律をどうこうしよう。法律から捨てられた子を、また法律でどうとকাশようなんて悪循環。…(文部省は)学齢児はどんな事があっても昼間に入れると…いう方針を出していった訳です。それで、とにかく夜間中学をなくそうと、ところが…文部省の期待とは反しまして、(夜間中学には)学齢超過者が多くなってきた訳ですね。そしたら、…今度は、学齢超過者は社会教育でどうかして解消していこう、と。そういう線は、もう、はっきり出てる訳です。…学齢児を入れないっていう事は、…文部省がいつていることに夜間中学がそっくりそのまましたがっている事にもつながる訳です」⁽¹⁴⁾。

しかも 1980 年代以降、昼間の中学では長期欠席の生徒の形式卒業措置が増加した。義務教育の形骸化が、一層進展したのである。これに伴い、夜間中学では卒業証書を授与されていない若年の学齢超過者の入学も減少していった。

総じて、学齢者・形式卒業者の受け入れに限れば、夜間中学は 1969 年以降も縮小の一途をたどり、存亡の危機を深化させ続けたと言わざるを得ない。

Ⅱ. 生徒の質の爆発的多様化

しかしそれにもかかわらず前述の如く、1969 年以降、夜間中学の生徒は急増に転じた。それは、能力・就学歴・民族・国籍の違いを越えて生徒の質が爆発的に多様化したからである。1960 年代末以降の被害当事者による「すべての人」の教育を受ける権利を求める運動が、実質的かつ広範な形で開花したといつてよい。

1. 【生徒の質の爆発的多様化】

その一つは、就学猶予・免除されていた障害者、および、特殊学級の卒業生である⁽¹⁵⁾。1972 年、東京都夜間中学研究会調査研究部は「『特殊学級卒業生の入学希望が増えている』『ある学校のある学年の半数以上を特殊学級卒業生が占めている』」と報告している⁽¹⁶⁾。いま一つは、外国籍、または外国から新たに来住した生徒である(表 1)⁽¹⁷⁾。

第 1 は、在日韓国朝鮮人である。特に大阪府の夜間中学では、1979 年に「各校には、その在籍の過半数または、それに近い外国人（主にそれは在日朝鮮人）」、1981 年に「在籍の 80%を越える在日朝鮮人」となった⁽¹⁸⁾。近畿地方全体でも 1980 年、2051 名の生徒のうち「外国人生徒が 1484 名、72.3 パーセント、ことごとく在日朝鮮人」⁽¹⁹⁾であった。

第 2 は、韓国・中国からの引揚者である。

韓国からの引揚者生徒は 1965 年の日韓基本条約以降に見られたが、1969 年以降、東京を中心に増加した。1970 年、それは東京都全体で 37 名（在籍生徒の 12.8%）、墨田区立曳舟中学では「生徒のほぼ 1/3」⁽²⁰⁾を占めた。1971 年、全国で「外国からの引揚者」の生徒は 66 名（在籍生徒の 9.1%）であった⁽²¹⁾。

一方、中国からの引揚者生徒は 1972 年の日中国交正常化以降、増加した。それは東京都では 1972 年に 58 名、1975 年に 128 名、1979 年に 205 名、1980 年には 301 名（在籍生徒の 55.2%）と急増した⁽²²⁾。1970 年代末以降、東京以外の諸地域でも急増し、1998 年に全国で 1190 名（在籍生徒の 35.4%）に達した⁽²³⁾。

第 3 は、南米—ブラジル・ペルー・ボリビア等—の日系移民である。これは 1971 年以降、東京・大阪の夜間中学で入学が報告されている⁽²⁴⁾。また 1990 年、出入国管理法が改定

表 1 年度別・属性別生徒数割合(全国)(%)

属性	1990	1991	1992	1993	1994	1996	1997	1998
在日韓国朝鮮人	52.5	51.0	49.8	47.1	43.7	38.2	26.7	31.6
引揚者	16.3	15.4	15.7	18.2	18.6	23.5	33.7	35.4
難民	2.4	2.9	2.8	1.9	2.0	1.2	1.1	0.7
移民	1.0	1.6	2.0	2.3	1.8	1.3	1.3	1.9
(小計)	72.2	71.1	70.4	69.5	66.1	64.2	62.8	69.5
その他外国人	3.3	3.8	5.2	6.3	8.6	11.5	6.7	9.7
日本	24.5	25.2	24.5	24.2	25.3	24.3	30.6	20.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：各年度の『全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』より作成。

され、日系人の日本での就労が合法化された。南米移民の生徒は、1990 年は全国で 26 名だったが、1993 年には 69 名に増加し、1998 年にも 65 名が在籍していた⁽²⁵⁾。

そして第 4 は、インドシナ諸国－ベトナム・ラオス・カンボジア－の難民である。1979 年、難民定住促進センターが設立され、難民の生徒の入学が各地で相次いだ。全国的には難民の生徒は、1991 年に 83 名とピークに達した⁽²⁶⁾。

以上の 4 つのタイプの外国籍、または外国から来住した生徒は、それぞれ時期的なズレを孕みつつ増加し、夜間中学に在籍する生徒全体の約 7 割を占めた⁽²⁷⁾。1969 年以降の夜間中学生の急増・夜間中学の「再生」をもたらした最大の推進力であったといつてよい。

2. 【生徒の多様化と教育実践の変質】

夜間中学の教師は葛藤・議論を重ねつつ、多様な生徒を柔軟に受け入れていった。

まず第 1 に、就学猶予・免除の障害者に対し、1978 年以降の全夜中研大会は、「夜間中学校において身体障害者の学習権を保障するため」⁽²⁸⁾、施設・設備の拡充を要望した。

第 2 に、特殊学級の卒業者については、1972 年の全夜中研大会で、「現状においては適切な学習の場が保障されていないので、夜間中学で受け入れざるをえないところがある」⁽²⁹⁾との発言があり、一般の形式卒業者とは異なり、入学が柔軟に許可された。

第 3 に、在日韓国朝鮮人・引揚者・移民・難民の生徒でも、出身国ですでに中学を卒業した人が一定数を占め、一部に学齢者もいた。東京では、主に引揚者の生徒が学ぶ日本語学級で中学卒以上の学歴をもつ生徒は、1973 年に 51 名の在籍者の中で 32 名、1975 年には 130 名の中で 79 名を占めた⁽³⁰⁾。1973 年の大阪市立天王寺中学の南米移民、および、1988 年の東京都のインドシナ難民の生徒でも、中学既卒者は一定数を占めていた⁽³¹⁾。

そして第 4 に、夜間中学の教育実践も多様化した。

すなわちまず就学猶予・免除の障害者、特殊学級の卒業者はもちろん、在日韓国朝鮮人の生徒にも、中学の検定教科書に囚われない識字・基礎教育が不可欠であった。「ほとんど文盲で文字を知らない。その中の多くは韓国人でしかも 40 才 50 才」⁽³²⁾、「年令が五十才を越えた韓国人……不就学者ばかりで言葉、日本語（ひらがな）をしらない。ましてや他教科については、全くわからない状態」⁽³³⁾だったからである。

一方、引揚者・移民・難民の生徒には、日本語教育が必須であった。1971 年、東京の足立区立第四中学・墨田区立曳舟中学・江戸川区立小松川第二中学に日本語学級が開設され、1974 年には世田谷区立新星中学、1998 年に葛飾区立双葉中学にも設置された。東京以外の夜間中学には日本語教室は設置されなかったが、日常の授業で多くの科目が事実上、日本語教育を兼ねる形で実施された。

こうした生徒と教育実践の爆発的多様化は、文部省が推進していた一健全者の日本国民に視野を閉ざした上での－「学齢者は昼間中学、学齢超過者は社会教育」といった管理的・形式主義的な分断・役割分業、および、検定教科書に則った画一的教育課程を突き崩した。またそれは、「義務教育で身につけるべき『学力』とは何か?」、「教育の機会

均等とは何か？」といった問題を、より根底から問い直した。

さらに生徒の爆発的多様化は、憲法・教育基本法の歴史的制約をも暴露した。障害者の就学猶予・免除、特殊学級による隔離は「おちこぼし（登校拒否）」・形式卒業と並び、憲法・教育基本法における「能力に応じ」た教育の機会均等の原則に起因する被害であった。外国籍の生徒への教育保障を制限したのも、教育の目的を「（日本）国民の育成」に、教育を受ける権利主体を「日本国民」に限定する憲法・教育基本法にほかならなかった。

3. 【生徒の多様化の背景・要因】

ところで、1969年以降の生徒の急増と爆発的多様化は、夜間中学・義務教育が自ら生み出した現象ではない。

それは国内的には、高度経済成長－輸出主導の少品種大量生産、同質性の高いフォーディズム、「単一民族神話」の社会－の終焉、すなわちポスト・フォーディズム－多品種少量生産、市民社会の成熟、マイノリティの権利拡張－の社会への移行に起因する。また、日本資本主義の国際化－日本企業の海外進出、外国人労働者の活用－を含め、日本社会全体の構造変動の所産でもあった⁽³⁴⁾。

さらにそれはいうまでもなく、世界的なポスト・コロニアルの社会への転換の一環であった⁽³⁵⁾。そこには、2つの構造的な「壁」による分断・苦痛が蔓延していた。一つは国籍の「壁」－主権国家を基礎単位とする東西冷戦・南北格差・抑圧と排除－である。いま一つは、能力の「壁」－資本主義の階級格差を正当化するメリトクラシーである。戦後日本の民主主義－憲法・教育基本法－の歴史的制約も、主要にはその2点にあった。

したがって、多様な夜間中学生は、いずれもポスト・コロニアルの日本・世界社会が創出した被害当事者にほかならなかった⁽³⁶⁾。彼・彼女たちの夜間中学への入学は、自らの人生の苦難を生み出したポスト・コロニアルの社会に対する抵抗・異議申立てであり、生きる場所の模索・構築であった。それこそが、夜間中学の「再生」を実現した最も実質的な基盤といえよう。またそれは、国家・行政・教師による勧誘・啓蒙・権利保障、すなわち憲法・教育基本法による教育の機会均等、近代主義的な権利の保障ではない。何より被害当事者自身の生活の必要に基づく主体的選択・“無言の実践”である。その意味で夜間中学は、ポスト・コロニアルの被害当事者によって選ばれ、構築された居場所といってよい。

教師・全夜中研はこうした生徒の声を聴き、ありのままに受け入れることによってのみ、夜間中学の「再生」に寄与し得た。1970年代初頭、全夜中研大会で「夜間中学がその開設以来常に法令に基づいて、…造られたものではなく、正に教育を必要とする人々の存在と、その要求から生まれたものである」ことをふまえ、「現場教育の研究が常に“生徒”という原点にしっかり根を下していなければならない」、「今その生きた証人達の声を中心に聞くべきではなかろうか」⁽³⁷⁾との趣旨で、生徒体験発表が取り組まれた。そこで発表した生徒は形式卒業者のみならず、障害者、特殊学級卒業生、在日韓国朝鮮人、韓国からの引揚者、南米移民等、多様であった⁽³⁸⁾。

Ⅲ. 夜間中学における教育理念の模索とその限界

1. 【教育理念の多様化と普遍化】

さて 1969 年以降、夜間中学の教師は多様な教育理念の使い分けを余儀なくされた。

まず第 1 に、就学猶予・免除の障害者には義務教育、特殊学級卒業者には普通教育の保障という理念を適用した。1983 年の全夜中研大会で東京地区から「特殊学級の卒業生の入学に関して、文部省も・・・特殊なカリキュラムによっているので普通教育を受けたとは考えないという見解をとっているとのこと」との報告がなされている⁽³⁹⁾。

第 2 に、在日韓国朝鮮人は多くが戦前生まれの中高年女性であり、「日本の植民地政策のために学ぶ機会をうばわれた」⁽⁴⁰⁾ 人々である。そこでその識字・基礎教育は、植民地支配の歴史をふまえた戦後補償と位置づけられた。また民族解放の意義、および、日本社会での民族差別の現実をふまえ、自民族に誇りをもつ民族教育、日本的通名ではなく本名を名乗らせる指導も重視された。

第 3 に、韓国・中国からの引揚者の場合、日本社会への適応が重視された。

もとより一部では、引揚者の問題は「国家の戦後補償問題」⁽⁴¹⁾ との発言も聞かれた。

しかし引揚者は、「国籍－血統－文化・言語－出生地・居住地－自己定義」が極めて複雑に錯綜し、国籍も日本・韓国・中国とさまざまである。「言語・習慣・食事 etc, 彼らの生活のすべては韓国人である。父と母のいずれかが日本人のケース、まれに両親日本人のケースがあるが、・・・国籍を日本に持つとはいえ、言語・習慣の問題から、引揚者は『引揚者』にすぎず、日本人離れし、日本人になりきれない」⁽⁴²⁾。「日本国籍を持てはいるが・・・、言語も生活もそして風ぼうも、あまりに朝鮮人」であり、「母にとっての祖国も彼等子供にとっては実質的に祖国でない日本。しかも朝鮮人である父と別れてこなければならなかった」⁽⁴³⁾。「根本は、半日本人ともいえる彼らの存在そのものに問題」があり、「日本と朝鮮の血を分かちもっている彼らは、精神的にもかなり不安定」であった⁽⁴⁴⁾。「親の一方が日本人という混血に対して、日本人がたとえば（あなたは中国人とか朝鮮人だ）と明言できようか？」⁽⁴⁵⁾、「自分は何国人であるのか、どう生きるのか・・・という問題にぶつかる生徒も多い」⁽⁴⁶⁾。「韓国では日本人といわれて肩身がせまかった。日本では朝鮮人といって差別される。安心して住める国はどこなのか」⁽⁴⁷⁾ との生徒の言葉も紹介されている。

引揚者の来日動機も、戦前の日本の植民地支配のみならず、戦後の東西冷戦・南北格差－徴兵忌避・政治的迫害・経済的困窮等⁽⁴⁸⁾－の要因を無視し得なかった。

引揚者は、戦後生まれの二世・若年層を多く含み、日本社会で低賃金労働者として働き、貧困状態にあった。「下町の小工場、土方など肉体労働で、ほとんど日給制となっている。・・・今日の日本の高度に発達した資本主義の中でいわば最底辺をささえるそれら零細企業では、たとえ言葉が不自由であっても、彼らは重要な労働力であることはまちがいない」⁽⁴⁹⁾。「労働現場は、パート、臨時、日雇い等の身分保障のない底辺労働なのである。あるいは中小企業のまた下請けであったり、とにかく低賃金の所が圧倒的に多

い。…労働災害も多い。…実に約半数の生徒が、何らかの労災に遭遇している…。これらの生徒は、ほとんど病院に行かずに治している。聞くと、『保険がないから』『仕事中に病院に行かせてくれない』『お金がない』等の返事が返ってくる。…そしてなお、ドル・ショックの影響で会社がつぶれたり、解雇されたり、事態はますます深刻になりつつある」、「職場でみんなと同じ仕事をしているのに、給料がほかの人より一万円も少ない。…社長に給料のことを言ったら、“朝鮮人を使ってもらっているだけで、ありがたいと思え。いやならやめろ！”といわれた」⁽⁵⁰⁾ 等である。中国からの引揚生徒も、「日本語ができないため、就職がむずかしく、職種も、単純・肉体労働に限られ」⁽⁵¹⁾ ていた。

日本での劣悪な労働条件・生活苦は、戦後の日本政府による引揚帰国・自立支援政策の不備・欠如、および、日本資本主義の階級構造に起因していた。それは、単なる過去の日本の戦争・植民地支配の歴史の残滓ではない。

引揚者の生徒に不可欠な日本語教育も、「日本人」としての民族教育ではない。日本社会で就労し、生きて行くために必要な異文化適応であり、日本社会への包摂の教育である。

第4に、南米の移民、および、インドシナ難民の生徒には、多文化共生による統合の理念が適用された。

もとより移民・難民にも、「日本で暮らす以上、日本語の習得が必要」という異文化適応の理念は適用された。

しかし移民・難民は引揚者とは異なり、外国籍・外国人であることを前提とした来日である。そこで多文化共生に基づく社会統合の論理が一層、強調された。

いうまでもなく移民・難民の発生や来日は、戦後の東西冷戦・南北格差、そして国民主権・民族解放によって創出された国民国家の政策に起因する。南米移民の生徒は「戦後の日本経済の混乱期（失業・就職難・食料難等）に、…政府（日本海外協会）の募集に応募した…。…特に、米軍占領下であった沖縄出身が多い。…米国は、施政権施行中の沖縄における米軍基地からの立退者等の処置の一つとしてポリビヤ…に移住地をつくり入植させた。…何らの装備もなく、鋤とおの、道もない大原始林を開かねばならなかった。…戦前の移民は…政府の“棄民”政策が迫られるべきであるが、戦後の移民についても同様、又はそれ以上といえよう。…帰国前は…インフレつづきで暮らしにくくなった。…日本の65年代以降の繁栄ぶりを聞くにつけ、帰国して日本に定住しようと決意」⁽⁵²⁾したのである。出入国管理法改定（1990年）以降の南米日系人の“デカセギ”も、南北格差に起因していた。インドシナ難民も東西冷戦に起因し、民族解放を達成した出身国から脱出してきた人々である。

以上のように、夜間中学が生徒を受け入れる際の教育理念は生徒の属性毎に異なり、一貫性を欠き、ご都合主義的な使い分けともいえる。しかしそれらはいずれも、多様な生徒の現実生活の必要に基づく教育理念の絶えざる模索という点では一貫していた。

そこでこの時期の夜間中学では、日本社会における差別・人権侵害への批判も強まった。1972年の全夜中研大会で、大阪府の八尾中学は、在日韓国朝鮮人生徒への「民族差別の克

服」を「最も重要な課題の一つ」⁽⁵³⁾と報告した。1989年の大会基調報告も「夜間中学校は・・・日本社会が内包している差別・人権の侵害、・・・を鋭く告発し糾していくような存在になる」⁽⁵⁴⁾と述べている。

全夜中研での議論も、憲法・教育基本法に基づく教育の機会均等より、能力・就学歴・国籍・民族の違いを問わない生存権としての学びへとシフトしていった。「(外国人が日本の学校で学ぶ権利から)生存権の問題まで言及したい」⁽⁵⁵⁾、「夜間中学生のひとりひとりの“学び”は“生きる”ことにつながる。まさに生存権の保障」⁽⁵⁶⁾等である。

2. 【教育理念の歴史的制約・限界】

しかしそれでも当時の全夜中研大会の議論は、ごく一部を除き、生徒をポスト・コロニアルの主体として把握し得ていたとは言い難い。依然としてナショナルな枠組み―義務・普通教育の保障、戦後補償・民族教育、異文化適用・包摂、多文化共生・統合―に基づく諸理念にとどまりがちであった。

そこで大会でも、さまざまな意見対立・齟齬、諸概念の混乱が生じていた。

まず第1に1970年代、在日韓国朝鮮人の民族教育を重視する大阪・関西と、中国引揚者の日本社会への適応を重視する東京の教師の間で、歴史認識のすれ違いが顕在化し、「かみあわない点が多い」⁽⁵⁷⁾と指摘されていた。

第2に、教師と生徒の間でも齟齬が生じた。民族教育を重視する教師は、韓国からの引揚者に対し、「彼らは絶対に朝鮮という言葉認めず、『韓国』という言葉を使用しているが、われわれとしては、あくまでも統一朝鮮ということで、朝鮮という言葉を使用し、彼らにもそれを理解してもらうよう努力していくつもりでいる」⁽⁵⁸⁾と述べている。また民族教育・本名使用を重視する教師に対し、在日韓国朝鮮人の生徒から「朝鮮語を三世に伝えると同時に、(在日としての)自分の生きざまを子や孫に伝えてほしい」⁽⁵⁹⁾、「私は日本で生まれ、日本で育って、今までずっとこの名前(通名)で生きてきました。だからこの名前でいきたいのです。だからといって私が韓国人であることを隠すつもりはないんです。みんなの前でもはっきり話します」⁽⁶⁰⁾等の異議申し立てもなされた。

第3に、在日韓国朝鮮人・中国引揚者・難民についても、戦後の東西冷戦・南北格差、国民主権下での諸問題に踏み込む議論は少なかった。「韓国」と「朝鮮」の呼称も本来、戦後の東西冷戦の問題だが、その論点に触れられることは少なかった⁽⁶¹⁾。中国からの引揚者も実際は単なる戦争被害者ではなく、主要には東西冷戦、日中国交断絶、および、戦後の日本政府による引揚・帰国制限政策に基づいて発生したが、その論点はあまり掘り下げられなかった。難民も前述の如く、東西冷戦の下、民族解放が達成されたインドシナ諸国を脱出してきた人々だが、単に「戦争犠牲者」というナショナルな文脈で語られた⁽⁶²⁾。

東西冷戦に根ざす葛藤は、生徒間でも発生した。「中国(中華人民共和国)からの引揚者と、韓国(大韓民国)からの引揚者との、基本的なイデオロギ(反共産国家で育った者)の違いがある。この違いは日常の学級運営、生活指導上のゆるがせにできない問題になっ

てきた」⁽⁶³⁾ 等である。

第 4 に、「引揚者」「帰国者」「移民」「難民」等の概念も厳密さを欠き、錯綜していた。移民や難民・在日韓国朝鮮人も当初、「引揚者」「帰国者」「その他」等の範疇で捉えられた⁽⁶⁴⁾。中国からの「引揚者」についても、日中国交正常化以前の「引揚者」とそれ以降の「帰国者」の違いは明確にされず、したがって戦後の日本政府の帰国制限政策の問題もあまり深められないまま、現在に至っている⁽⁶⁵⁾。

第 5 に、「適応（包摂）」と「共生（統合）」の差異、および、双方の限界もあまり議論されず、いずれも「良き市民社会」の理念であるかのように平板に捉えられてきた。

「包摂」は、一般には人権等の近代主義理念に基づき、人間としての普遍性を基準になされ、したがって西欧近代以外の文化的異質性を排除し、同化を強制しがちである。特に日本の場合、「包摂」の基準が人権等の普遍的理念ですらなく、日本語・日本文化等、固有の民族文化とされた⁽⁶⁶⁾。そこで「包摂」の論理も「日本で暮らす以上、日本語・日本文化の習得が必要」といったナショナルな「普遍性」以上に深められず、社会による人権保障の不備が、個々人の「異文化適応」の課題に矮小化され、日本語教育の意義・必要が一層、無批判に自明視された⁽⁶⁷⁾。

一方、多文化共生に基づく「統合」は人間の普遍性より、文化的・民族的な多様性・異質性を尊重し、したがって文化の違いに基づく分断・隔離を固定する論理でもあり得る。

そして「適応（包摂）」と「共生（統合）」はいずれも文化の領域に視野を限定し、国民国家（民主権）・資本主義的階級（メリトクラシー）による構造的排除・差別の問題を不可視化する。またそれらはしばしば、識字それ自体が内包するメリトクラシー機能、および、「国語（日本語）」教育のナショナリズム等への批判をも不可視化する⁽⁶⁸⁾。

そして第 6 に、もっぱら日本語の習得を希求する一特に出身国で既に中学を卒業した一外国籍または外国から来住した生徒と、多様な科目の履修を無批判に当然視する教師の軋轢も顕在化した。「最近の学校状況は年々その設立意義に反して、日本語を単に教えるだけの学校になりつつある」⁽⁶⁹⁾、「彼等の学習目的は明らかに日本語であり、日本語だけを求めてくる生徒とのトラブルが後をたたない」⁽⁷⁰⁾、「『日本語のみを習得する者は認めない。』といって、規制を強めている」⁽⁷¹⁾、「入級の時点で、教育委員会学事課でも、そしてもちろん学校でも『日本語学校ではありません。中学校義務教育の 9 教科についても学習してもらうことになります。』と話して、納得して来られるはずなんですが、なかなか難しい現状があります」⁽⁷²⁾ 等である。

3. 【歴史的制約をもたらした背景・要因】

こうした教師の認識の歴史的制約をもたらした原因は、次の 3 点にあったと考えられる。

まず第 1 に、障害者・特殊学級卒業者、および、外国籍・外国から新たに来住した生徒はいずれも前述の如く、ポスト・コロニアルの被害主体である。彼・彼女たちの人生の被害・苦難は、普通教育からの排除、東西冷戦・南北格差等、いずれも国民国家を単位とす

るナショナルな政治・経済・社会・教育構造によって大枠で規定されていた。しかも、国家の義務教育機関である夜間中学の教師は、国家責任のごく部分的な「肩代わり」・補償はできても、国民国家それ自体の相対化、生徒の生活の必要に応じた国家機能の完全な手段的・道具的転用といった認識にまで振り切ることは難しかったようである。

第 2 に、この時期の全夜中研・夜間中学教師において、生徒のリアルな生活や意識、とりわけ学校外での労働－生活実態の把握が脆弱化していた。

1970 年代前半までは、全夜中研大会で引揚者・移民の生徒も含め、その生活史、労働－生活実態に関する詳細な調査報告がなされていた。「目の障害（言葉）を突破した彼らの前に立ちふさがった壁は、言葉より以上に重い、本質的な問題である。……われわれは、彼らと対する中で、あるいは彼らの家庭や職場の訪問を通じて、山積する問題の入り口に到達したようだ」⁽⁷³⁾と、言語・文化への視野狭窄を反省した報告もある。

しかし 1970 年代半ば以降、教師に対する管理強化－自由な職場・家庭訪問、実態調査等の規制等－に起因すると思われるが、生徒の労働・生活実態の調査・把握は減少していた。これに伴い、全夜中研大会での議論も、学校・教室の中でのナショナルな「言葉・文化（識字・日本語・民族文化）」をめぐる狭義的教育問題に限定されがちとなった。

そして第 3 に、教師が依然として－というより、ますます強固に－憲法・教育基本法に体现される戦後民主主義の理念に呪縛されていたことも無視し得ない⁽⁷⁴⁾。夜間中学の教育こそが「教育基本法に示された教育の機会均等というのを保障していく中身を持」⁽⁷⁵⁾ち、「教育基本法にいう教育の機会均等の精神にのっとっている」⁽⁷⁶⁾。こうした認知枠は、ポスト・コロニアルの被害主体としての生徒の主体性をありのままに捉える上で、「躓きの石」・プロクルステスの寝台となったと言わざるを得ない。

V. 新たな時代への模索

さて、1970 年代末以降、それまで在日韓国朝鮮人が生徒の多数を占めていた大阪・関西でも、中国からの引揚者－特に戦後生まれの二世－が増加してきた。戦後補償・民族アイデンティティにとどまらない現実の労働・生活問題、異文化適応の課題が、全国の夜間中学で共有されたのである。1980 年の大会では「今まで、関西と東京とすれ違いという印象が強かったが、文字通りのすれ違いはなくなりつつあるという気がした」⁽⁷⁷⁾との報告がなされている。

在日韓国朝鮮人についても部分的ではあるが、ポスト・コロニアルの諸課題に直接言及する報告が登場した。①1948 年の阪神教育事件⁽⁷⁸⁾、②在日韓国朝鮮人に対する戦後の日本政府の就学義務の懈怠⁽⁷⁹⁾、③在日韓国朝鮮人と結婚して新たに韓国から来日する女生徒、および、在日二世・三世等の多様性⁽⁸⁰⁾、そして④在日韓国朝鮮人の指紋押捺反対や地方参政権獲得の運動⁽⁸¹⁾等への注目である。

さらに 1980 年代末以降、在日韓国朝鮮人の生徒について一部の教師から、「本名を呼び、名のるといいながら、じつは生徒は名のっているのではなくて、名のらされている」、

「本名を名のらせる、本名でいって頂くという傲慢さがあったのではないかと反省」⁽⁸²⁾し、「日本社会に、50 年、60 年以上生き続け、様々なしがらみにも取りまかれている彼女たちのその生き様、その心根」⁽⁸³⁾を尊重すべきとの報告もなされた。

1980 年代末以降、新渡日外国人の生徒も、新たに本格的に入学し始めた⁽⁸⁴⁾。

これに伴い、国籍・民族を問わない普遍的な「人権としての学習権（国際識字年・子どもの権利条約等）」⁽⁸⁵⁾への言及が増加した。

新渡日外国人の生徒について、一国単位の国民主権・民族解放では解決し得ないポスト・コロニアルの問題として、また言葉・文化の問題にとどまらない労働・生活問題を捉えようとする報告も現れた。1993 年の全夜中研大会で東京の夜間中学教師・小平博子氏は、「国家という枠組みが明確になるにしたがい、・・・不法就労、オーバーステイなどの問題」が生じ、日本でも 27～28 万人以上、世界では 1 億人位が国境を越えて移動して劣悪な労働条件の下で就労していること、そしてそれは過去の植民地支配の歴史のみならず、グローバル資本主義の下での地球規模の格差の拡張、および、「先進」諸国での低賃金での外国人労働力の活用に起因し、さらにそれが「先進」諸国での排他主義的極右勢力の躍進等、新たな差別を生み出していること、夜間中学における新渡日外国人生徒の入学も、こうした世界史的視野で捉える必要があるとの報告を行った。小平氏はまた、「文字を知らない」ことを一面的に否定的に捉える近代主義的発想にも疑問を呈し、「今、いろんな波が押し寄せて来て、日本も難しい局面に達しています。夜間もある面では最前線に立たされている。どう対応していったらよいか、私も悩んでいます」⁽⁸⁶⁾と吐露している。

とはいえ、国民国家を超えたグローバル資本主義、および、ポスト・コロニアルの主体形成に関する全夜中研での本格的論議は、1999 年以降を待たねばならなかった。なぜなら、“国籍－血統－言語・文化－自己定義等”が複雑に錯綜する中国帰国者の生徒が、主要には戦後補償・民族教育の対象とみなされてきた在日韓国朝鮮人を人数で凌駕するのは、1997 年になってからであった。また 1998 年時点でもなお新渡日外国人は全国で 328 名、夜間中学の生徒全体の 1 割弱にすぎなかったからである。

1999 年以降の夜間中学の実態とその社会的意義については、別稿で考察しよう。

注

- (1) 戦後日本の夜間中学の史的変遷と筆者による時期区分については、浅野慎一（2021）「夜間中学とその生徒の史的変遷過程」『基礎教育保障学研究』第 5 号等を参照。
- (2) 浅野慎一（2026）「夜間中学の危機と再生の萌芽－1955 年～1971 年」『摂南社会学』第 3 号を参照。
- (3) 浅野慎一（2026）「前掲論文」、元原稿 9～12 頁。
- (4) 浅野慎一（2012-a）「ミネルヴァの梟たち」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第 6 巻第 1 号、126～127 頁、同（2012-b）「民族解放・国民主権を超えて」『日中社会学研究』20 号、20 頁、同（2024）『シン・日本外史－「日本国／日

- 本人」はどこから来たのか、何ものか、どこへ行くのか』昭和堂 30～31 頁等。
- (5) 浅野慎一 (2023) 「1947～1955 年の夜間中学における義務教育観をめぐる『挑戦』」『基礎教育保障学研究』第 7 号、20～21 頁。
- (6) 詳細は、浅野慎一 (2021) 「前掲論文」、80～82 頁。
- (7) 『第 17 回全国夜間中学校研究会大会記録集』(1970 年) 24 頁。
- (8) 『第 40 回全国夜間中学校研究会大会大会資料』(1994 年) 70 頁。
- (9) 浅野慎一 (2026) 「前掲論文」、元原稿 10～12 頁。
- (10) 「第 18 回全国夜間中学校研究大会」『ルンプロ元年 자립 : 父・母の歴史を受けつげ仇討ち “連続射殺魔” 永山則夫の「私設」夜間中学』(1975 年) 927 頁。
- (11) 『第 50 回全国夜間中学校研究会大会記念誌』(2004 年) 64 頁。
- (12) 『第 21 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』(1975 年) 46 頁。
- (13) 『第 32 回全国夜間中学校研究会大会大会資料』(1986 年) 5 頁。『第 33 回全国夜間中学校研究会大会大会要項』(1987 年) 2 頁も参照。
- (14) 『第 22 回全国夜間中学校研究会大会大会記録』(1976 年) 70～72 頁。
- (15) 詳細は、浅野慎一 (2020-a) 「夜間中学校とその生徒の史的変遷過程 (前篇)」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第 13 巻第 2 号、121～122 頁、浅野慎一 (2021) 「前掲論文」、82 頁。
- (16) 『全国夜間中学校研究会連絡協議会要項・研究資料』(1972 年) 113 頁。特殊学級卒業生の実態については、同 113～134 頁。
- (17) 詳細は、浅野慎一 (2020-b) 「夜間中学校とその生徒の史的変遷過程 (後篇)」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第 14 巻第 1 号、81～88 頁、浅野慎一 (2021) 「前掲論文」、82～83 頁。
- (18) 『第 25 回全国夜間中学校研究会大会大会記録』(1979 年) 17 頁、『第 25 回全国夜間中学校研究会大会資料』(1979 年) 8 頁、『第 27 回全国夜間中学校研究会大会大会記録』(1981 年) 15 頁、『第 27 回全国夜間中学校研究会大会大会資料』(1981 年) 10 頁。
- (19) 『第 26 回全国夜間中学校研究会大会大会記録』(1980 年) 10 頁。
- (20) 『第 17 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』(1970 年) 42 頁。
- (21) 『第 18 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』(1971 年) 115～116 頁。
- (22) 『全国夜間中学校研究会連絡協議会要項・研究資料』(1972 年) 94 頁、『第 21 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』(1975 年) 74 頁、『第 25 回全国夜間中学校研究会大会大会記録』(1979 年) 11・13 頁、1980-B-141 頁等。
- (23) 『第 44 回全国夜間中学校研究会大会大会資料』(1998 年) 79 頁。
- (24) 『第 17 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』(1970 年) 50～52 頁、『第 19 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』(1973 年・B) 24～33 頁、『第 20 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』(1974 年) 12 頁、『第 20 回

- 全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1974年・B）74頁、『第21回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1975年）83頁、『第22回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1976年）11頁、『第22回全国夜間中学校研究会大会大会記録』（1976年）8頁等。
- （25）『第39回全国夜間中学校研究会大会大会資料』（1993年）10頁、『第44回全国夜間中学校研究会大会大会資料』（1998年）77頁。
- （26）『第37回全国夜間中学校研究会大会大会資料』（1991年）9頁。
- （27）詳細は、浅野慎一（2020-b）「前掲論文」、87頁。
- （28）『第25回全国夜間中学校研究会大会大会記録』（1979年）88頁。
- （29）『全国夜間中学校研究会連絡協議会要項・研究資料』（1972年）133頁。
- （30）『第19回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1973年・B）77頁、『第21回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1975年・B）82～84頁。
- （31）『第19回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1973年・B）30～33頁、『第34回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』（1988年）72頁。学齢者については、『第20回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1974年）76頁、『第21回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1975年・B）74頁等。
- （32）『全国夜間中学校研究会連絡協議会要項・研究資料』（1972年）146頁。
- （33）『第19回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1973年・手書き）頁無。
- （34）浅野慎一（2024）『前掲書』、9～17・163～165・169～180頁。
- （35）浅野慎一（2024）『前掲書』、30～31・154～157頁。
- （36）浅野慎一（2012-a）「前掲論文」、126～127頁。
- （37）『第17回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1970年）48頁。
- （38）『第17回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1970年）50～52頁、『第18回全国夜間中学校研究大会』『ルンプロ元年 자립 : 父・母の歴史を受けつげ 仇討ち “連続射殺魔”永山則夫の「私設」夜間中学』（1975年刊）916～997頁。
- （39）『第29回全国夜間中学校研究会大会大会記録』（1983年）21頁。
- （40）『第34回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』（1988年）11頁。
- （41）『第37回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』（1991年）65頁。
- （42）『第17回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1970年）41～42頁。
- （43）『第18回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1971年）95・108-1頁。
- （44）『第18回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1971年）97・106頁。
- （45）『第23回全国夜間中学校研究会大会記録』（1977年）58頁。
- （46）『第26回全国夜間中学校研究会大会大会記録』（1980年）58頁。
- （47）『第18回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1971年）97～98頁。
- （48）『第18回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』（1971年）99・108-1頁。
- 浅野慎一・佟岩（2016）『中国残留日本人孤児の研究：ポスト・コロニアルの東アジア

アを生きる』御茶の水書房、215～227 頁。

- (50) 『第 18 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』 (1971 年) 106 頁。
- (51) 『第 18 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』 (1971 年) 95・98 頁。
- (52) 『第 25 回全国夜間中学校研究会大会大会記録』 (1979 年) 70 頁。
- (53) 『第 19 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』 (1973 年・B) 24～25 頁。
- (54) 『全国夜間中学校研究会連絡協議会要項・研究資料』 (1972 年) 41 頁。
- (55) 『第 35 回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1989 年) 7 頁。
- (56) 『第 23 回全国夜間中学校研究会大会大会記録』 (1977 年) 57 頁。
- (57) 『第 30 回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1984 年) 10 頁。
- (58) 『第 24 回全国夜間中学校研究会大会大会記録』 (1978 年) 54・58 頁。
- (59) 『第 18 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』 (1971 年) 105 頁。
- (60) 『第 35 回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1989 年) 62 頁。
- (61) 『第 35 回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1989 年) 61 頁。
- (62) 在日朝鮮人みるポスト・コロニアルの諸問題については、浅野慎一 (2024) 『前掲書』、146～149 頁。同じく中国残留日本人のそれについては、浅野慎一・佟岩 (2016) 『前掲書』、501～507 頁。
- (63) 『第 30 回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1984 年) 40 頁。
- (64) 『第 18 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』 (1971 年) 96 頁。
- (65) 『第 27 回全国夜間中学校研究会大会大会記録』 (1981 年) 31 頁、『第 18 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』 (1971 年) 39 頁等。
- (66) 浅野慎一 (2012-b) 「前掲論文」、237～249・478 頁、浅野慎一・佟岩 (2016) 『前掲書』、25～288 頁等。
- (67) 浅野慎一 (2024) 『前掲書』、14～15 頁。
- (68) 浅野慎一・佟岩 (2016) 『前掲書』、255～256・492～494 頁。
- (69) 浅野慎一 (2024) 『前掲書』、55 頁。
- (70) 『第 39 回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1993 年) 40 頁。
- (71) 『第 39 回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1993 年) 106 頁。
- (72) 『第 40 回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1994 年) 80 頁。
- (73) 『第 44 回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1998 年) 91 頁。
- (74) 『第 18 回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』 (1971 年) 97 頁。
- (75) 詳細は、浅野慎一 (2026) 「前掲論文」、元原稿 4～5 頁。
- (76) 『第 31 回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1985 年) 121 頁。
- (77) 『第 40 回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1994 年) 80 頁。元資料は『第 31 回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1985 年) 121 頁。
- (78) 『第 26 回全国夜間中学校研究会大会大会記録』 (1980 年) 25 頁。
- (79) 『第 23 回全国夜間中学校研究会大会記録』 (1977 年) 57 頁。

- (80) 『第24回全国夜間中学校研究会大会大会記録』 (1978年) 7～8頁。
- (81) 『第29回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1983年) 24頁、『第30回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1984年) 18頁、『第30回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1984年) 99頁、『第32回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1986年) 40頁、『第32回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1986年) 30頁、『第34回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1988年) 23頁等。
- (82) 『第35回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1989年) 61頁、『第41回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1995年) 58頁、『第41回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1995年) 102～103頁。
- (83) 『第35回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1989年) 60～61頁。
- (84) 『第38回全国夜間中学校研究会大会大会資料(分科会報告要旨)』 (1992年) 21頁。
- (85) 詳細は、浅野慎一(2020-b)「前掲論文」、88頁。
- (86) 『第35回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1989年) 5頁、『第36回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1990年) 5～6頁、『第38回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1992年) 5頁、『第39回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1993年) 6・15頁、『第40回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1994年) 13頁。
- (87) 『第39回全国夜間中学校研究会大会大会資料』 (1993年) 67頁、『第39回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』 (1993年) 134～135頁。